

19 人権第 90 号
平成 19 年 (2007 年) 12 月 7 日

長野県人権政策審議会長 様

長野県知事 村井 仁



長野県人権政策推進に係る基本方針について (諮問)

本県では、「地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の同和対策の在り方について、長野県部落解放審議会の答申を受け、事業の見直し等を行うとともに、長野県人権教育・啓発推進指針を策定し、人権を尊重し差別のない明るい社会の実現に向けて取り組んできました。

しかし、近年、情報化、国際化、少子高齢化のさらなる進展や人権意識の高まりなど経済、社会情勢の変化により、人権課題として捉えるべき事象が拡大しており、人権行政をより総合的に推進するなどの対応が求められています。

つきましては、社会情勢の変化に適切に対応した人権政策を推進するための基本方針を策定したいので、長野県人権政策審議会条例第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。